

◎新潟県告示第1087号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により、指定施術者等を次のとおり指定した。

平成25年9月13日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

| 氏 名              | 名 称         | 所 在 地               | 指定年月日      |
|------------------|-------------|---------------------|------------|
| 鈴木 信二（あん摩・マッサージ） | 株式会社 フレアス   | 上越市土橋1021-4日新城北ビル1階 | 平成25年7月9日  |
| 笠原 潤一郎（柔道整復）     | なごみ接骨院      | 上越市国府3-1-14         | 平成25年8月19日 |
| 小池 良二（あん摩・マッサージ） | ぱんだ鍼灸マッサージ院 | 新発田市城北町1丁目10番2号     | 平成25年8月28日 |
| 小池 良二（はり・きゅう）    | ぱんだ鍼灸マッサージ院 | 新発田市城北町1丁目10番2号     | 平成25年8月28日 |